

災害時個別避難計画作成業務の手引き

令和5年3月

川崎市健康福祉局総務部・障害保健福祉部

目次

—第1章 制度概要編—

| | | |
|---|--------------------------------------|--------|
| 1 | 概要 | - 4 - |
| 2 | 個別避難計画とは | - 4 - |
| | (1) 計画の内容 | - 4 - |
| | (2) 計画の目的と責任 | - 4 - |
| 3 | 避難行動要支援者名簿と各避難計画の関係 | - 5 - |
| | (1) イメージ図 | - 5 - |
| | (2) 避難行動要支援者名簿 | - 5 - |
| | (3) 各避難計画 | - 5 - |
| 4 | 要支援者 | - 6 - |
| | (1) 個別避難計画の作成対象者 | - 6 - |
| | (2) 個別避難計画の作成対象外 | - 7 - |
| 5 | 個別避難計画作成支援者 | - 7 - |
| | (1) 相談支援専門員 | - 8 - |
| | (2) 会計年度任用職員 | - 8 - |
| | (3) セルフプラン作成支援者 | - 8 - |
| 6 | 個別避難計画情報の利用 | - 8 - |
| | (1) 市町村内部における個別避難計画情報の利用 | - 8 - |
| | (2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 | - 8 - |
| 7 | 事業所の役割 | - 9 - |
| | (1) 個別避難計画に関する制度説明及び同意書の取得並びに計画の作成支援 | - 9 - |
| | (2) 個別避難計画の作成時期 | - 9 - |
| | (3) 要支援者の安否確認の役割設定 | - 9 - |
| | (4) 個別避難計画の保管 | - 9 - |
| | (5) 個別避難計画の提出 | - 10 - |
| | (6) 個別避難計画の情報更新 | - 10 - |
| | (7) 作成費の請求方法 | - 10 - |
| 8 | 行政の役割 | - 10 - |
| | (1) 個別避難計画の作成支援及び受理並びに保管 | - 10 - |
| | (2) 個別避難計画の運用 | - 11 - |
| | (3) 問合せ対応 | - 11 - |

—第2章 計画作成編—

| | | |
|---|---------------------|--------|
| 1 | 災害時個別避難計画の記載方法等について | - 13 - |
| | (1) 様式 | - 13 - |
| | (2) 個別避難計画の記載方法 | - 16 - |
| | (3) 制度案内用チラシ | - 19 - |
| 2 | 計画作成のポイント | - 20 - |
| | (1) 風水害の場合 | - 20 - |
| | (2) 地震の場合 | - 20 - |
| | (3) 計画の実効性の確認 | - 21 - |

—第3章 資料編（災害関連）—

| | |
|-------------------------------------|--------|
| 1 災害に関する基礎知識について | - 23 - |
| (1) 災害情報とハザードマップ | - 23 - |
| (2) ハザードマップでお住まいの地域の災害リスクを知ろう | - 24 - |
| (3) 避難先を検討しよう | - 25 - |
| (4) 避難先を検討しよう | - 26 - |
| (5) 気象情報や避難に関する情報を知ろう | - 27 - |
| (6) 気象情報や避難に関する情報を知ろう | - 28 - |
| 2 避難方法の検討 | - 29 - |
| <参考>候補となる避難先の考え方 | - 33 - |
| 3 避難所の種類 | - 34 - |
| (1) 避難所（一次避難所） | - 34 - |
| <<コラム>>備蓄物資なにを用意しておくといいの？ | - 35 - |
| (2) 二次避難所 | - 36 - |
| (3) 指定福祉避難所（現在は未設置） | - 37 - |
| (4) その他の避難場所 | - 38 - |
| 4 災害に関する各種制度について | - 39 - |
| (1) 災害時要援護者避難支援制度 | - 39 - |
| (2) 避難所外避難者への支援（被災世帯登録票）について | - 40 - |
| (3) 被災世帯登録票の様式 | - 41 - |
| 5 よくある質問 | - 42 - |
| 参考法令 | - 45 - |
| 災害対策基本法（抜粋） | - 45 - |

第1章

制度概要編

1 概要

令和元年10月に発生した台風第19号により甚大な被害が発生したことを受け、国において同台風の被害の検証を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、令和3年5月に災害対策基本法（以下、「法」という。）が改正され、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者（以下「要支援者」）に対して、災害時個別避難計画（以下「個別避難計画」）を作成することが努力義務化されるなどの規定等が創設されました。

こうした中、同台風により被災した本市においては、平時から要支援者の生活面で関わりのある相談支援専門員等に対し、個別避難計画の作成支援について協力を依頼し、災害時における具体的な避難方法の検討や安否確認等の円滑化、避難先での配慮事項の把握に取り組んでまいります。

作成した個別避難計画は、要支援者、区役所（高齢・障害課）、健康福祉局（危機管理担当）、避難計画を作成支援した事業所の4者が保管し、必要に応じて関係部署や地域支援機関へも情報提供を行います。

2 個別避難計画とは

（1）計画の内容

個別避難計画は、高齢者や障害者等、災害時に自ら避難することが難しい要支援者毎に作成する、避難の支援、安否確認、その他要支援者の生命又は身体を災害から守るために必要な避難行動等について記載した計画になります。具体的には、次の内容を計画に記載するよう法に規定されています。

- ・避難行動要支援者の情報（氏名・生年月日・性別・住所・電話番号等・避難支援等を必要とする事由）
- ・避難支援実施者の情報（氏名・住所・電話番号等）
- ・避難先や避難経路に関する事
- ・その他、市町村長が必要と認める事項

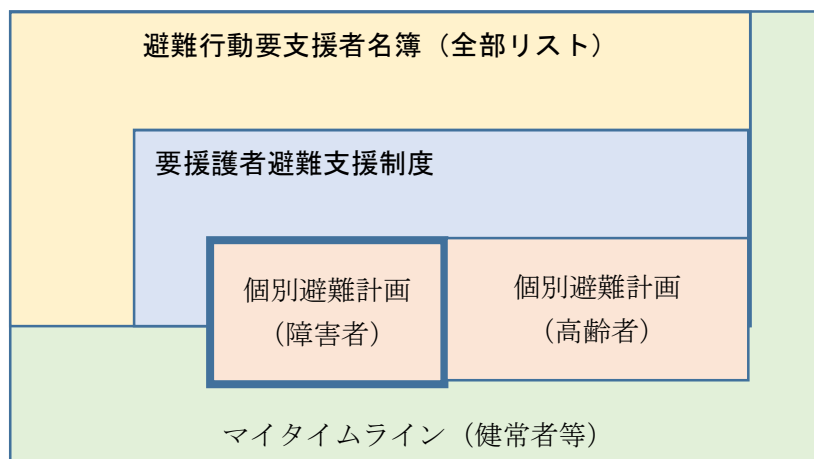
（2）計画の目的と責任

個別避難計画は障害者等の要支援者本人やその家族が、事前に自らの避難方法や避難先を具体的に検討・把握することで、よりよい避難を実現しようという趣旨のものであり、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものでも、個別避難計画作成の関係者や、避難を支援する者等に対して、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。あくまで、避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとなります。

（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」令和3年5月改定 内閣府（防災担当）参照）

3 避難行動要支援者名簿と各避難計画の関係

(1) イメージ図



(2) 避難行動要支援者名簿

法では市町村に対して、要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎資料となる名簿を作成するよう定めており、本市においては、全部リストが避難行動要支援者名簿に該当します。しかしながら、中には避難能力を備えている方についても、全部リストに記載されている可能性があるため、真に「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」を対象として、個別避難計画の作成を通して、避難行動要支援名簿を精査することも考えられます。

[全部リスト対象者]

| 対象範囲 | 区分・程度 |
|------------|--------|
| 要介護 | 3～5 |
| 身体障害 | 1級～4級 |
| 知的障害 | 最重度～中度 |
| 精神障害 | 1級～2級 |
| 要援護者避難支援制度 | 登録者 |

(3) 各避難計画

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、地域防災計画に定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施する計画をそれぞれ作成します。また、避難計画とは別に、必要な方については災害時要援護者避難支援制度の登録も行なっています。

[各避難計画の対象]

| | 各避難計画 | 対象者 |
|---|---------------|-----------------------|
| ① | 障害者の災害時個別避難計画 | 障害者のうち、避難行動要支援者に該当する者 |

| | | |
|---|---------------|-----------------------|
| ② | 高齢者の災害時個別避難計画 | 高齢者のうち、避難行動要支援者に該当する者 |
| ③ | 要援護者避難支援制度 | 要援護者として登録されている者 |
| ④ | マイタイムライン | ①・②を除く全部リスト対象者 |

4 要支援者

(1) 個別避難計画の作成対象者

要支援者については、

- ①計画や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③避難行動を取る上で必要な身体能力

以上の避難能力の有無に着目した上で、市内在住の福祉サービスを利用している障害者（主に中・重度程度の障害者を想定）で、次の考慮すべきポイントから優先度を設定し、優先度が高い要支援者から順次、個別避難計画作成の対象者とします。

[考慮すべきポイント]

- 居住地域におけるハザードの状況
- 障害支援区分や、利用している福祉サービスの状況
- 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

以上のポイントを踏まえ、当面の期間は以下の条件に当てはまる方を、個別避難計画の作成対象者といたします。

【作成対象者の要件】

当面の期間は、個別避難計画の作成対象者を次のとおりとします。

独居等（単身世帯や日中独居、障害者や高齢者のみの世帯等）の方で、次の①若しくは②の要件に該当する方

| 要件 | 内容 |
|-------|--------------------------------------|
| ①区分 | 障害支援区分4～6の方（区分6の方については、独居等でなくても作成対象） |
| ②サービス | 移動に支援が必要な方（行動援護、同行援護、移動支援利用者） |

※個別避難計画の作成は強制ではないことから、制度説明を実施した上で、作成について同意を得られない場合は、計画作成は行いません。

[計画作成の優先度]

個別避難計画の作成については、優先度の高い者から順次作成していくことが適当であることから、本市においては、障害支援区分による優先度を次の通り設定しています。

| 年度 | 計画作成対象者（優先度） |
|-------|------------------|
| 令和3年度 | 障害支援区分4～6（6を最優先） |
| 令和4年度 | 障害支援区分4～6（6を最優先） |

| | |
|-------|-----------------------|
| 令和5年度 | 障害支援区分4～6（5及び6を最優先） |
| 令和6年度 | 障害支援区分4～6 |
| 令和7年度 | 障害支援区分4～6 |
| 令和8年度 | 障害支援区分4～6及び移動に支援を要する者 |

※ 障害福祉サービス利用者で、避難行動に関して支援が必要でない方に関しては、マイタイムラインの情報提供を行います。

（2） 個別避難計画の作成対象外

個別避難計画の作成対象者については前述したとおりですが、要件に該当する方でも以下の方については作成対象外となります。

- ① 居住系（施設入所、共同生活援助及び療養介護利用者）サービス利用者
上記の障害福祉サービス利用者については、施設毎に独自で避難計画が作成され、職員誘導のもとで適切な避難が可能と想定できるため対象としていません。
- ② 介護保険対象者
介護保険サービスの利用者（第1号及び第2号被保険者）については、介護保険優先の考え方から、個別避難計画についても原則として介護保険のケアマネが作成することとなります。しかしながら、利用サービスの状況（例えば、主に同行援護等、障害固有の福祉サービスしか利用していない等）や介護度によっては、障害分野の相談支援専門員が個別避難計画を作成することも考えられます。また、介護保険と障害福祉サービスを併用している方もいるため、状況に応じて、ケアマネと確認を取ってください。
- ③ 医療的ケア児者（医療的ケア児・者等支援拠点による作成対象者）
医療に関する専門的な知識が必要なことや、一次避難所の想定が難しく、在宅にて非常用電源装置等を確保する必要があることなどから、主に以下のケアが必要な方は、本制度とは別に医療的ケア児・者等支援拠点において作成します。

●人工呼吸器 ●在宅酸素療法 ●経管栄養（持続ポンプ）・IVH

しかしながら、相談支援専門員が計画相談を実施している方については、平時の状況をよく理解していることから、個別避難計画の表面のみ、相談支援専門員が作成し、その後、医療的ケア児・者等支援拠点に引き継ぐこととしています。

対象者がいる（対象かわからない）場合は、対象者の居住区を管轄している拠点に連絡してください。

<医療的ケア児・者等支援拠点>

| | | |
|----------------------|--------------|-----------------|
| 川崎市総合リハビリテーション推進センター | 044-223-6973 | 川崎区・幸区・中原区 |
| 地域相談支援センターそれいゆ | 044-281-0037 | 高津区・宮前区・多摩区・麻生区 |

5 個別避難計画作成支援者

個別避難計画の作成支援について、災害時等の緊急時における備えや対応方法は、日常生活の延長として平時から取り組むべき課題のひとつであることから、要支援者に対して平時から関わりのある相談支援専門員等が、日常生活を送る上で必要となる障害福祉サービスの利用に係るサービス等利用計画と一体的に作成していただくことを想定し

ております。したがって、個別避難計画の作成支援者は次のとおりとなります。

(1) 相談支援専門員

要支援者に対して計画相談支援を実施している指定特定相談支援事業所や障害者相談支援センターの相談支援専門員が、サービス等利用計画の作成時に個別避難計画に関する制度案内や計画の作成支援を実施します。

(2) 会計年度任用職員

区高齢・障害課や地区健康福祉ステーションのCWがサービス等利用計画のセルフプラン作成支援をしている要支援者については、区に配置された会計年度任用職員が、個別避難計画に関する制度案内や計画の作成支援を実施します。

(3) セルフプラン作成支援者

サービス等利用計画のセルフプラン作成支援を実施している者が、セルフプランの作成支援時に個別避難計画の制度案内や作成支援を実施します。具体的には、サポートプランの作成者や相談支援センターにおいてセルフプラン作成支援を実施している場合等が想定されます。

6 個別避難計画情報の利用

(1) 市町村内部における個別避難計画情報の利用

市長村長は法第49条の14第4項又は第5項の規定により、個別避難計画の作成に必要な限度で避難行動要支援者の個人情報を市町村の内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等から情報提供を受けることが可能となっています。

また法第49条の15第1項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で市町村が個別避難計画情報を内部利用することができ、その場合においては本人又は避難支援等実施者の同意を得ることを要しないとされています。

この場合において具体的に想定される個別避難計画情報の利用用途としては、①個別避難計画情報の外部提供に関する本人又は避難支援等実施者の同意を得るための連絡、②防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供、③災害時の情報伝達、避難支援、④災害時の安否確認・救助等が考えられます。

(2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画情報の外部提供については、避難行動要支援者及び避難支援等実施者等（安否確認者や緊急連絡先を含む）の個人情報を第三者である避難支援等関係者に対して提供することとなるため、平時においては、①災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供されること、②ただし、提供について避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供されないこととされています。

一方で、災害時については、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況下では、個人情報等の利用による利益が当該情報の保護による利益に優越すると考えられるため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、避難行動要支援者の同意を要しないこととされています。

なお、本市においては個別避難計画の作成に係る同意を得ようとするときに併せて、

外部提供について説明を行い、平時の外部提供についての同意の確認を行うこととして
ています。

7 事業所の役割

(1) 個別避難計画に関する制度説明及び同意書の取得並びに計画の作成支援

要支援者のサービス等利用計画の作成を担当している事業所が、サービス等利用計
画作成時に個別避難計画も併せて作成支援します。そのため、要支援者の要件に該当
する対象者の障害福祉サービスの更新時期が来た際には、個別避難計画に関する案内
用チラシ（第2章計画作成編 19P参照）を渡ししながら、本人に災害時個別避難計画
の制度説明を実施してください。

なお、個別避難計画の作成支援に着手する際には、個別避難計画の作成支援に係る
同意と、作成支援した個別避難計画の平時においての外部提供に関する同意の確認を
行います。計画作成は強制ではありませんので、個別避難計画の作成支援に同意を得
られない場合は、制度案内のみにとどめてください。

〔計画作成事業者と個別避難計画の作成時期〕

| 計画作成事業者 | 個別避難計画の作成 |
|-------------|--|
| 地域相談支援センター | サービス等利用計画作成時、セルフプラン作成支 援時 継続的な相談支援を実施している利用者 |
| 指定特定相談支援事業所 | サービス等利用計画作成時 |
| 障害福祉サービス事業所 | サポートプラン作成時 |

(2) 個別避難計画の作成時期

個別避難計画はサービス等利用計画と一体的に作成することとしているため、計画
作成時期は原則として次の通りとします。

- ① 障害福祉サービスの新規利用時
- ② 障害福祉サービスの期間更新時
- ③ 本人の心身の状況や生活環境（住所、連絡先等）の変更時（サービス等利用計
画の変更がない場合も含む）

(3) 要支援者の安否確認の役割設定

障害者の避難支援者のうち、安否確認の役割を担うのは、原則、自助・互助（親
族、友人、知人等）とします。

ただし、自助・互助による安否確認者の設定が困難な方で、かつ避難計画の作成
支援事業者による対応が可能であれば、避難支援者のうち安否確認の役割を担う方
として事業者名等を記入してください。

(4) 個別避難計画の保管

原則、個別避難計画は要支援者、区役所（高齢・障害課）、健康福祉局（危機管理
担当）、避難計画を作成支援した事業所の4者で保管します。

(5) 個別避難計画の提出

個別避難計画は、サービス等利用計画と併せて、区役所高齢・障害課に提出します。提出者は相談支援専門員でも要支援者でも、どちらでも構いません。必ず区役所への提出をお願いします。

また、令和5年度からは作成した個別避難計画のエクセルデータ及び記載済みの同意書について、LoGo フォームでの提出も併せてお願いします。

提出先はこちら

URL : <https://logoform.jp/form/FUQz/221007>



(6) 個別避難計画の情報更新

作成した個別避難計画は、原則として毎年、障害福祉サービスの期間更新時期に併せて、記載内容の確認、更新を実施してください。更新の場合であっても、同意書は改めて記載してもらいます。また、期間更新時期以外でも、要支援者の状態変化や居所の変更等の際に必要な場合は、個別避難計画を変更してください。

一方、作成費の支払いに関しては各年度1回（原則、要支援者の誕生日）限りとなります。したがって、要支援者の状態によっては複数回、個別避難計画の作成支援を実施する場合がありますが、作成費の支払いは各年度1回限りとなります。

(7) 作成費の請求方法

作成費については、1件あたり7,000円となります。

作成事業所により請求方法が異なります。

| 計画作成事業者 | 請求方法 |
|-------------|-------------------------|
| 指定特定相談支援事業所 | 法人でとりまとめ、障害計画課へ上・下半期に請求 |
| 障害福祉サービス事業所 | かながわ自立支援給付システムにて請求 |

※本市からの受託等により次の事業（基幹相談支援センター・地域相談支援センター・生活支援・地域交流事業）を実施している事業所は、個別避難計画の作成について委託内容に含むため、作成費は請求できません。

8 行政の役割

(1) 個別避難計画の作成支援及び受理並びに保管

① 会計年度任用職員

区役所がセルフプラン作成支援をしている要支援者の、災害時個別避難計画の作成支援を実施します。

② 区役所（高齢・障害課）

要支援者若しくは計画作成事業所から、障害福祉サービスに関する申請と併せて個別避難計画が提出された場合にそれを受理し、保管します。また、会計年度任用職員が作成した個別避難計画についても、保管します。

③ 健康福祉局（危機管理担当）

各区高齢・障害課に提出された個別避難計画の原本を保管します。

(2) 個別避難計画の運用

① 区役所（高齢・障害課）

- 安否確認者が設定できない要支援者に関して、健康福祉局危機管理担当と情報共有を図ります。

〔会計年度任用職員の主な業務〕

| |
|-----------------------------------|
| 窓口・電話対応（個別避難計画に関する問い合わせ対応） |
| 受付対応（相談支援専門員等から提出された個別避難計画の内容確認） |
| 訪問調査の事前準備（対象者に制度趣旨説明、日程調整等） |
| 訪問調査 |
| 事務処理（個別避難計画の作成、対象者へ作成後の個別避難計画の送付） |
| 統計情報の入力 |
| 帳票整理 |
| 要援護者支援制度のデータ整理 |
| 事務調整（健康福祉局危機管理担当） |

② 健康福祉局（危機管理担当）

- 会計年度任用職員への指示及び連絡調整
- 個別避難計画作成者と要援護者避難支援制度の、両制度の実務的な調整
- 計画に基づいた防災訓練の実施
- 提出された個別避難計画から、現状を把握し、新たな社会資源の開発等

③ 健康福祉局（障害保健福祉部・地域包括ケア推進室・総合リハ）

- 指定特定相談支援事業所に対する研修の実施
- 指定特定相談支援事業所が作成した個別避難計画に関する計画作成費の支払い（7,000円/1件）

(3) 問合せ対応

制度に関する問合せについては、内容に応じて対応部署が分かれますが、最初に問合せを受けた所属において、可能な限り対応をします。

第2章

計画作成編

1 災害時個別避難計画の記載方法等について

(1) 様式

| 災害時個別避難計画(新規・更新・変更) | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|--|-------------------------|-------|-------|--------------|-------------------------------|---------------|-----------------------|----------------|--------------|-----|
| 作成日: 令和 5 年 4 月 1 日 | | | | | | | | | | | | |
| フリガナ | カワサキ ジロウ | | | | 生年月日 | 昭和59年12月8日 | | | 電話 | 044-712-0000 | | |
| 氏名 | 川崎 次郎 | | | | 年齢 | 38 | 歳 | 性別 | 男 | FAX | 044-712-0000 | |
| 住所 | 多摩区栗谷3-31-●● | | | | | | | E-mail | 0000@city.kawasaki.jp | | | |
| 在宅時に過ごす部屋 | 日中 | 2階のリビング | | | | 夜間 | 3階の寝室 | | | | | |
| 居住建物 | 戸建て | 建物の階数 | 3階建て | | 建物の構造 | 木造 | | 建築年 | 1981年以降 | | | |
| 居住階 | 家族と同居 | | | | 生活形態 | | | 要援護者避難支援制度の登録 | | 登録済 | | |
| 同居者の名前 | 川崎 一郎 | 年齢 | 68 | 続柄 | 父 | 連絡先 | 090-●●●●-●●●● | 介護の有無 | 無 | 緊急時の支援の可否 | 避難支援者 | |
| 同居者の名前 | 川崎 花子 | 年齢 | 65 | 続柄 | 母 | 連絡先 | 080-●●●●-●●●● | 介護の有無 | 無 | 緊急時の支援の可否 | 安否確認者 | |
| ハザードマップの状況 | <input checked="" type="checkbox"/> | 洪水(河川の氾濫) | 水深0.5m~3m 浸水継続時間 12時間未満 | | | | 指定避難所 | 生田小学校 | | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 土砂災害(がけ崩れ) | 土砂災害警戒区域 | | | | 移動手段 | 徒歩 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> | その他(津波等) | | | | | 車の有無 | 有 | 運転者 | 父 | | |
| 風水害 | 避難場所 | 避難所(一次避難所) 生田小学校 | | | | 身遭事項(備考欄) | ペット | 有 | 種類 | 鳥類 | 避難室 | 親類宅 |
| | 避難先の住所 | 多摩区生田7-22-●● | | | | | 避難先の連絡先 | 044-911-●●●● | | | | |
| | 警戒レベル1 | 避難支援者と連絡を取りながら、自宅で待機します。テレビや川崎市のHPなどから気象情報に注視します。 | | | | | | | | | | |
| | 警戒レベル2 | 避難時の持ち物を準備し、避難経路を確認します。 | | | | | | | | | | |
| | 警戒レベル3 | 避難所の開設状況を「かわさき防災ポータル」から確認し、避難を開始します。 | | | | | | | | | | |
| 避難方法・避難経路 | <ul style="list-style-type: none"> 避難には付き添いが必要なため、父母どちらかと一緒に避難を行います。 父母の支援が難しい場合、日頃から面識のある、近隣の〇〇さんと一緒に、生田小学校の避難所に避難します。 避難所では、周囲の環境から落ち着かなくなり、大声を出すこともあるため、要配慮スペースの利用を避難所の受付で伝えます。 週3日(月・水・金)は通所をしているため、通所先で発災した場合は、母と連絡を取り合い安否確認をします。その場合、通所先で避難をしますが、通所先での避難が難しい場合は、父が車にて迎えに行きます。 | | | | | | | | | | | |
| 地震 | 避難場所 | 避難所(一次避難所) 生田小学校 | | | | 身遭事項(備考欄) | 避難時の持ち物は、年に1度は点検し、確認・補充を行います。 | | | | | |
| | 避難先の住所 | 多摩区生田7-22-●● | | | | | 避難先の連絡先 | 044-911-●●●● | | | | |
| | 避難方法・避難経路 | <ul style="list-style-type: none"> 避難には付き添いが必要なため、父母どちらかと一緒に避難を行います。 父母の支援が難しい場合、日頃から面識のある、近隣の〇〇さんと一緒に、生田小学校の避難所に避難します。 避難所では、周囲の環境から落ち着かなくなり、大声を出すこともあるため、要配慮スペースの利用を避難所の受付で伝えます。 親戚が横浜市に住んでいるため、連絡を取り合い、可能であれば支援の申し出を行います。 | | | | | | | | | | |
| 避難支援者 | 氏名 | 川崎 一郎 | 続柄 | 父 | 住所 | 多摩区栗谷3-31-●● | 電話 | 090-●●●●-●●●● | 役割 | 安否確認、避難準備、移動支援 | | |
| | 氏名 | 川崎 花子 | 続柄 | 母 | 住所 | 多摩区栗谷3-31-●● | 電話 | 080-●●●●-●●●● | 役割 | 安否確認、避難準備、移動支援 | | |
| | 氏名 | 横浜 三郎 | 続柄 | その他親族 | 住所 | 横浜市●●区●●●● | 電話 | 080-●●●●-●●●● | 役割 | 避難支援者 | | |
| 災害時個別避難計画作成筆署者 | ●●●相談支援事業所 | | | | | | 電話 | 044-877-●●●● | | FAX | 044-877-●●●● | |

災害時個別避難計画(新規・更新・変更)

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|--|--|---|------------------------------|------|--|--------------|--|
| 手帳情報等 種別・等級 障害・病名 | 知的 | A1 | 自閉症 | | | | | | |
| 指定難病 | | | | 障害福祉サービス 受給者証番号 | 0000●●●●●●●● | | | | |
| 障害福祉 サービスの 利用状況 | 事業所名 | 障害福祉サービスの種別 | | 利用の曜日 | 事業所の連絡先 | | | | |
| | ●●●生活介護 | 生活介護 | | 月・水・金 | 044-712-●●●● | | | | |
| | ●●ショートステイ | 短期入所 | | 不定期 | 044-271-●●●● | | | | |
| かかりつけの 医療機関 | 名称 | ●●●病院 | | 担当医 | 生田 太郎 | | 連絡先 | 044-272-●●●● | |
| 日常生活面 の配慮事項 | <input type="checkbox"/> 食事 | 一部介助 | ・硬い物や大きい物は、一口大にカットする必要があります。 | | <input type="checkbox"/> 移動 | 一部介助 | ・独歩ですが、段差や階段があると止まってしまうため、手をつないで歩きます。 | | |
| | <input type="checkbox"/> トイレ | 一部介助 | ・排泄後のふき取りは手伝ってほしいです。 | | <input type="checkbox"/> 会話 | 不可 | ・言語での会話は出来ません。出かけた時はかばんを持ってくるなどで意思を伝えます。 | | |
| | <input type="checkbox"/> 着脱 | 一部介助 | ・自分で着脱できますが、前後ろを間違えて着ることがあるため声かけが必要です。 | | <input type="checkbox"/> 危険 | 不可 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 入浴 | 一部介助 | ・浴槽には自分で出入りできますが、洗体・洗髪は介助が必要です。 | | <input type="checkbox"/> 見守り | 常時 | ・てんかん発作をおこすことがあります。 | | |
| | <input type="checkbox"/> その他 | ・こだわりが強く、日々の日課が変化した場合に対応できないことがあります。 ・発語はなく、ジェスチャーで意思を伝えるため、気持ちを汲み取ってほしいです。 | | | | | | | |
| 医療品 医療機器 処方している 薬等 | ・フェニトイン(抗てんかん薬) 30日分所持 | | | | | | | | |
| 備蓄状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 食料 (5 日分) | <input checked="" type="checkbox"/> 水・飲料 (5 日分) | <input checked="" type="checkbox"/> 薬 | <input checked="" type="checkbox"/> 衣類・下着 | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 医療器具の予備バッテリー・発電機 | <input type="checkbox"/> おむつ・携帯トイレ | <input checked="" type="checkbox"/> 衛生用品 | <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 | | | | | |
| 事前の備え | <input checked="" type="checkbox"/> 家族間での事前の取り決め | <input checked="" type="checkbox"/> 避難所の事前チェック | <input checked="" type="checkbox"/> 避難所までのアクセス | <input checked="" type="checkbox"/> 近隣との関係づくり | | | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> サービス事業所との確認 | <input checked="" type="checkbox"/> 自宅の耐震確認 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | | |
| その他 必要事項 又は 要望事項 | ・短期入所は3か月に1回利用しています。 ・お気に入りのミニカーを持っていると気持ちが落ち着くため、避難所へ行くときは持参します。 ・マスクを長時間つけることが苦手です。 | | | | | | | | |

同意書

災害時個別避難計画は、障害者等の要支援者本人が、避難方法や避難先を具体的に検討・把握することで、よりよい避難を実現しようという趣旨のものであり、個別避難計画作成の関係者等に対して、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。

令和 5年 4月 1日

■ 上記内容をふまえ、災害時個別避難計画を作成することに同意します。

■ 作成された災害時個別避難計画を川崎市の関係部署、障害福祉サービス事業者等に提供することに同意します。

なお、要援護者避難支援制度に御登録のある方は、「個別避難計画を作成したこと」について、支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員に情報提供させていただきます。

(署名)

氏名

川崎 次郎

代理人

(避難者との関係:

)

(2) 個別避難計画の記載方法

I 災害個別避難計画の表面について

対象者（避難行動要支援者）の居住実態、災害時に対象者を支援してくれる人の情報、災害発生時の避難方法について把握することにより、対象者が災害発生時に具体的な避難方法の検討や安否確認等を円滑に行うための項目になります。

(ア) 基本情報について

対象者の基本情報（氏名・生年月日・連絡先・年齢・性別）を記載します。

(イ) 生活実態の把握について

対象者の生活実態を把握するため、どのような家で、誰と暮らしているかを記載します。

- ・在宅時に過ごす部屋…日中と就寝時に主に過ごす場所を記載
- ・建物について（居住建物・建物の階数・建物の構造・建築年・居住階）…風水害における安全性や地震における耐震性の判断材料となります。たとえば、居住階が高ければ、水害時において、避難する必要がない可能性があります。また、【建築年】については、1981年（昭和56年）6月以降が新耐震基準に対応した建物となるため、その確認のために聞き取ります。
- ・要援護者避難支援制度の登録…制度の登録の有無を確認します。制度の登録者が個別避難計画を作成した場合、計画を作成したことについて、地域の支援者（町内会・民生委員等）に情報を提供します。（計画の記載内容については提供いたしません）
- ・同居者の情報（名前・年齢・続柄・連絡先・介護の有無緊急時の支援の可否）…同居者の情報から、避難支援者になり得るかを判断します。【介護の有無】については、同居者が何らかの介護を受けているかどうか、【緊急時の支援の可否】については、同居者が本人の支援を実施できるかを確認します。

(ウ) 災害関連の情報について

対象者の住んでいる地域にどのようなリスクがあり、どのような避難場所があるかを記載します。（第3章資料編 24P参照）

- ・ハザードマップの状況…対象者の居住地のハザードマップを確認し、該当するハザードがある場合に記載します。
- ・指定避難所（主に小中学校）…本人が利用する意向があるかないかに関わらず、ハザードマップに記載されている指定避難所を確認し記載することで、本人に指定避難所を把握してもらいます。なお、指定避難所はどこを利用しても構わないため、自宅からの距離や、経路等を考慮して、本人が行きやすい避難所を記載してください。
- ・移動に関する情報（移動手段・車の有無・運転者）…実際に避難する際の移動手段が確保できているかを確認します。

(エ) 災害時の避難方法等について

対象者が災害時においてどのような避難行動をとるかについて記載します。風水害と地震に分けて検討します。（第3章資料編 29P～33P参照）

風水害

台風や大雨による河川の増水や土砂災害等、事前に準備できることが風水害の特徴です。対象者の居住地域や住まいの構造に応じて、避難の必要性の有無、避難が必要な場合、どのタイミングで、どのような確認を行い、どこを避難先として、どのような経路で、どのように移動するか等、円滑に避難を行うために必要な項目を、本人や家族を中心に検討していただき、実効性の高い避難行動を記載してください。

地震

地震により大規模な被害が発生した際、自宅の状況等に応じた避難行動を検討する必要があります。どこを避難先として、どのような経路で、どのように移動するか等、円滑に避難を行うために必要な項目を、本人や家族を中心に検討していただき、実現の可能性の高い避難行動を記載してください。

- ・避難場所（住所・連絡先）…自宅のハザードマップの状況によっては、避難する必要がない場合もあります。また、避難する必要がある場合は、避難所以外にも、知人宅、ホテル、短期入所等、実現の可能性が高く、安心して過ごすことが出来る避難先を検討してください。（第3章資料編 34P～38P 参照）
- ・警戒レベル（風水害のみ）…警戒レベルに応じた行動（気象情報の確認・備蓄用品の確認・親族との連絡等）を記載します。（第3章資料編 27P 参照）
- ・避難方法・避難経路…誰とどのように避難するか、その際に注意すべき事項等を記載します。（第3章資料編 29P～30P 参照）
- ・ペット（種類・避難先）…ペットを飼っている場合、その避難先も事前に検討し、記載します。
- ・避難時の持ち物…避難する際に必要なもの、本人が安定するために必要なもの等を考えて記載します。（自由記載）（第3章資料編 35P 参照）
- ・備考欄…その他必要事項や注意事項があれば記載します。

（オ）避難時の支援者について

対象者が避難する際に、どのような人が、どのような役割を担うかを記載します。

- ・避難支援者…同居の家族以外にも、近隣の親族、知人等を記載します。誰も記載することが出来ない場合、可能な範囲で計画を作成した相談支援専門員を安否確認者と記載することも検討してください。なお、【役割】については、避難支援者が担う役割を具体的に記載します。（ex.安否確認、避難準備、移動支援等）
- ・災害時個別避難計画作成事業者…計画作成をした事業者名を記載します。

II 災害時個別避難計画の裏面について

対象者の障害状況や医療の状況、日常生活面での配慮事項等を把握することで、対象者が避難先で必要な支援内容を整理して伝えやすくするための内容、災害に備えた事前の準備内容を確認するための項目になります。

（ア）障害情報について

対象者の手帳情報、疾病、障害福祉サービスの利用状況、かかりつけ医等を記載します。

- ・手帳情報等…障害者手帳の種別や等級、障害名を記載します。
- ・指定難病…指定難病がある場合は病名を記載します。
- ・受給者証番号…対象者の情報を確認するため、本人の障害福祉サービスの受給者証番号を記載します。
- ・障害福祉サービスの利用状況…本人が利用している障害福祉サービスに関して、事業所名、サービスの種類、利用の曜日、事業所の連絡先等を記載します。使用しているサービスの種類によっては、ショートステイの緊急利用の可否や、避難する場合の移動支援を活用、身体介護や家事援助に関してキャンセルの連絡の必要性等も併せて確認します。
- ・かかりつけの医療機関…医療情報の把握のため、医療機関名や担当医等を記載します。

(イ) 必要な配慮事項等に関する情報について

本人のADLや服用している医薬品等、それに伴い避難所で必要な支援を記載します。

- ・日常生活面の配慮事項…対象者のADLの状態やそれに伴う特記事項を具体的に記載します。
- ・医療品・医療機器・処方薬…本人が日常から使用している機器や服用している薬を記載します。

(ウ) 事前の備えについて

自助や互助の観点から災害に備えて平時から取り組むべき事項について記載します。

- ・備蓄状況…在宅での避難生活を想定した備蓄（3～7日間程度）について確認します。空欄には対象者の特性や家族の生活状況を踏まえて、その他必要とされるものを記載します。
- ・事前の備え…災害時を想定して自助や互助の観点から、本人や家族が日頃から取り組むべき備えについて確認します。空欄には対象者の特性や家族の生活状況を踏まえて、その他必要とされるものを記載します。

(エ) その他必要事項・要望事項について

ここまでの項目欄に記載した以外の必要な事項であったり、個別避難計画全般に係る要望事項を記載します。

III 同意書について

災害時個別避難計画を作成することに対して同意が必要になります。また、「要援護者避難支援制度」に登録している方については、「要援護者避難支援制度」に登録していることについて、支援組織である、町内会、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員へ情報提供します。

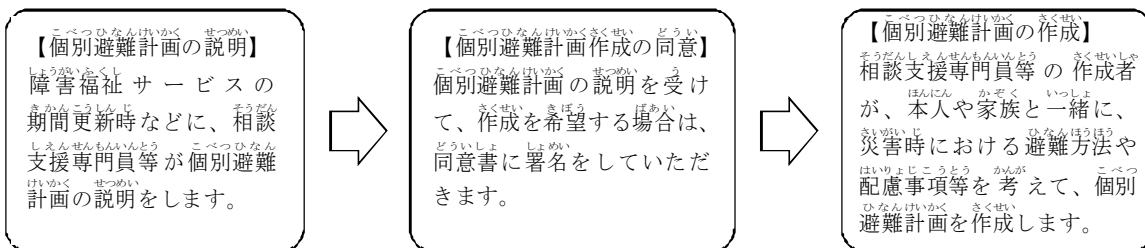
(3) 制度案内用チラシ



本市では、令和元年10月に発生した台風19号により甚大な被害を受けたことを踏まえ、避難行動に支援が必要な避難行動要支援者に対して、平時から生活面で関わりのある、相談支援専門員や通所施設の職員等が、災害時における具体的な避難方法の検討や、避難先での配慮事項などについて、一緒に考えながら、災害時の避難に関する災害時個別避難計画の作成をお手伝いします。この避難計画を事前に作成することで、実際に避難が必要になった時に、迷わず避難行動が取ることができるようになることを目的としています。

◆ 災害時個別避難計画作成の流れ

個別避難計画作成の流れは次のとおりとなっています。



◆ 災害時個別避難計画作成対象者

災害時個別避難計画の作成対象者については、独居等の方で、①か②の要件に該当する方とします。

| | |
|---|---|
| ① | 障害支援区分 障害支援区分4～6の方 (区分6の方については、独居等でなくても作成対象とします。) |
| ② | 利用サービス 移動に支援が必要な方 (行動援護、同行援護、移動支援利用者) |

独居等・・・単身世帯や日中のみ独居、障害者や高齢者のみの世帯を想定しています。

◆ 知っておいていただきたいこと

災害時個別避難計画は、要支援者本人が、避難方法や避難先を具体的に検討、把握することで、よりよい避難を実現しようとするものです。そのため、実際の災害時における避難支援をお約束するものではありません。



2 計画作成のポイント

防災の基本は『自助』になります。また、個別避難計画の作成主体は本人や家族であり、計画作成のための聞き取りをする相談支援専門員の役割は、あくまで『作成支援』になります。

(1) 風水害の場合

風水害については、事前にある程度準備や予測が可能です。避難方法の検討にあたっては、次のようなポイントを本人や家族と一緒に確認してください。

- ・自宅の場所をハザードマップで確認し、避難行動判定フロー（第3章資料編 25P参照）を参考にしながら、避難行動を検討
- ・避難をする・しないに関わらず、安否状況の確認連絡が可能な人は誰か（親族、知人、相談支援専門員等）
- ・自宅外に避難が必要な場合、避難先はどこになるか。（親族・知人宅、ホテル、短期入所避難所等）
- ・避難するタイミングはいつか（要支援者については、警戒レベル3 高齢者等避難が目安）
- ・本人又は家族のみで、避難先まで避難は可能か（避難支援をお願いできる人は誰かいるか（親族、知人、ヘルパー等））
- ・避難先までの移動手段は何か（徒歩、車、タクシー、介護タクシー等）
- ・自宅の近くで、冠水等が考えられる道路はあるか。
- ・在宅での避難が数日間に渡る場合、備蓄が必要なものは何か。

【記入例】

「自宅は浸水や土砂災害の危険がない場所のため、台風や大雨の際には、備蓄状況の確認をして、自宅待機します。」

「自宅は被害の可能性があるため、【警戒レベル3 高齢者等避難】が発令されたら、家族の運転する車で親戚宅に避難します。」

「一次避難所の利用は難しいため、自宅待機します。安否確認は●●県に在住の姉と連絡を取り合います。」

「台風の直撃が想定される●日前から短期入所の利用を検討しますが、短期入所の利用が困難な場合は、【警戒レベル3 高齢者等避難】を目安に、介護タクシーを利用し、一次避難所（要配慮スペース希望）へ避難します。」

「自宅は被害の可能性は低いいため、自宅で様子を見ますが、同居の家族が危険と判断した場合は、一次避難所の●●小学校に、家族と徒歩で避難します。」など

(2) 地震の場合

地震については、事前に予測することが困難です。大地震により、自宅での生活が困難な状況となった場合の避難方法の検討にあたっては、次のようなポイントを本人や家族と一緒に確認してください。

- ・自宅外に避難が必要な場合、避難先はどこになるか。(親族・知人宅、ホテル、短期入所避難所等)
- ・本人又は家族のみで、避難先まで避難は可能か(避難支援をお願いできる人は誰がいるか(親族、知人、ヘルパー等))
- ・避難先までの移動手段は何か(徒歩、車、タクシー、介護タクシー等)
- ・在宅での避難が数日間に渡る場合、備蓄が必要なものは何か。

【記入例】

「大地震が発生して自宅にいることが危険な場合は、●●市に住む弟と連絡を取り合い、可能であれば弟の家に避難します。その際は、弟に車で迎えにきてもらいます。」

「自宅での生活が困難となった場合、一次避難所である、●●小学校に父と徒歩で避難します。一次避難所では要配慮スペースや二次避難所の利用希望であることを伝えます。」

「本人の状態から、一次避難所の利用は困難なため、母と自宅待機となります。そのために、平時から●●の備蓄を進めます。可能であれば福祉避難所を利用したいです。」など

(3) 計画の実効性の確認

作成した計画の内容について、実際の災害時に役立つものになっているか、確認してみましょう。

【計画内容について】

- 避難先は、災害危険性を踏まえて、安全を確保できる場所になっているか。
- 避難の判断から避難先への移動完了までの手順が明確になっているか。
- 避難の準備や移動開始のタイミングが明確になっているか。
- 本人の状態や世帯状況、支援者の負担を踏まえた、無理のない現実的な計画になっているか。

【関係者の理解について】

- 本人・家族は、自宅の災害危険性から避難の必要性を理解しているか。
- 本人・家族は、介護等を提供する施設に避難した場合に費用負担があることを合意しているか。

コラム [計画書の作成について]

避難計画を立てるうえで埋めるのが難しい項目がある場合は、一部空欄の箇所があっても構いません。まずは避難計画を作成することで、避難について本人・家族と検討し、一緒に考えることが大切です。

計画書を更新していくうえで、課題等を解消していき、実効性の高い避難計画となるよう、御協力をお願いいたします。

第3章

資料編（災害関連）

1 災害に関する基礎知識について

(1) 災害情報とハザードマップ

健康福祉局危機管理担当
(協力：総務企画局危機管理室)

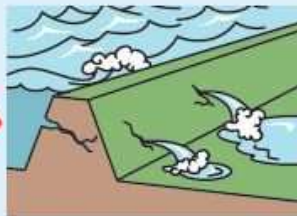
洪水

●洪水発生メカニズム

●洪水は、大雨による河川の増水により、堤防が決壊するか、川の水が堤防を越えるなどして起こります。



大雨によって川の水が増え、水かさが増え始めます。



堤防いっぱいまで水が増えると、堤防に水の圧力がかかり始めます。



水が増え、水の力に堤防が耐えられなくなり、堤防の一部が崩れ始めます。



崩れた場所は一気に溢れ、勢いよく水が流れ出し、家などに襲いかかります。

●川崎市を通る河川

大規模河川

多摩川、鶴見川

想定以上の雨が降り、河川敷だけでは受け止めきれなくなった時に水が溢れたり、堤防が決壊して広範囲に浸水被害をもたらす可能性がある

中小河川

市内に多数

局地的・短時間の豪雨であっても、川から水が溢れ、付近に浸水被害をもたらす可能性がある



●都市型災害

●大規模な洪水以外にも、都市は舗装された道路や宅地が多く、降った雨は地中に浸透しにくいので、川や水路、下水道に一気に集まります。そのため、次のような危険がありますので注意しましょう。

〈低地の冠水〉

・低地や道路のアンダーパス^{※1}では冠水が起こり、車が立ち往生し水没する危険があるため、通らないでください。

〈地下への浸水〉

・地下が浸水すると、
① 水圧でドアが開かない
② 一気に水が流れ込む
③ 外の様子が分からず逃げ遅れる
など、命に関わる危険があるため、早めの避難が必要です。




※1 立体交差で掘り下げ式になっている通路のこと

(2) ハザードマップでお住まいの地域の災害リスクを知ろう

●ハザードマップとは

被害が想定されるエリアや避難する場所などを表示した地図で、洪水、土砂災害など災害の種類ごとに被害が異なるため、それぞれのハザードマップを確認しましょう。

色が塗られているエリアは、浸水する可能性があります。深さは色の濃さごとに異なります。

 土砂災害警戒区域
がけ崩れの危険あり
(堅牢なマンションの上階の方は、自宅に留まることができます)



○ハザードマップの主な配布配所


- ・各区役所危機管理担当窓口
- ・危機管理室窓口



○インターネットで確認したいとき

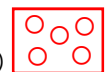
- ・市ホームページから「ハザードマップ」で検索
- ・ガイドマップかわさき



 家屋倒壊等氾濫
想定区域(河岸浸食)



河岸ごと家が流される危険あり。

 家屋倒壊等氾濫
想定区域(氾濫流)



一般的な木造の家が流されてしまう危険あり。

あてはまる方は、必ず避難をしましょう

コラム：歴史や地形から災害リスクを知る

ハザードマップは、災害リスクを確認し、危機意識を高めるうえでとても役に立ちますが、例えば周囲より低くなっている土地であるなど、実際の周辺環境によっては、ハザードマップに想定がなくても、或いは想定を超えて災害が起こるリスクを持っている場合があります。

ハザードマップを確認したうえで、実際に自分の地域を歩いてみたり、長く地域で暮らしている方のお話を聞いたり、昔の地図で川の地形を確認してみることで、自分に最も身近なリスクを確認してみませんか。

◆参考

国土地理院のウェブサイト
(<https://www.gsi.go.jp/>)では
地図、年代別の空中写真、災害情報
な様々な地図を閲覧できます。



(3) 避難先を検討しよう

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

基本的にご自宅での避難が可能な区域です。周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、川崎市からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として、自宅の外に避難が必要です。

例外

- 洪水による浸水の危険があっても次の①②③全て該当する方は、自宅に留まり安全確保をすることが可能です。
 - ①浸水する深さより高いところにいる。
 - ②洪水による家屋の倒壊等が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）の外側である。
 - ③浸水しても水がひくまで我慢できる。（1週間分程度の水・食料等を備えましょう。）
- 土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上階層に住んでいる場合は、自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

詳しくはハザードマップの情報面・密着面をご覧ください。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

いいえ

警戒レベル3が出たら、**市が開設する避難所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

いいえ

警戒レベル4が出たら、**市が開設する避難所**に避難しましょう

出展：内閣府 防災情報のページより

(4) 避難先を検討しよう

在宅避難（自分の家で身の安全を確保）

例えば、災害リスクがない地域や堅牢なマンションなどで浸水想定より高い階にお住まいの方などは、家屋倒壊の危険がなければご自宅で身の安全を確保することもできます。

その場合、電気やガス・水道など、ライフラインが停止すること考えられますので、日頃から多めに備蓄しておきましょう。



親戚・知人の家などへの避難

避難が必要な場合、避難所以外の避難先を検討しておくことも選択肢の一つです。日ごろから、避難の方法やタイミングについて情報共有しておきましょう。

避難所のこと

川崎市立の小中学校などが避難所として定められており、次の大きく2つの役割があります。

指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所で、災害の種類（洪水、崖崩れ、高潮、地震、津波等）ごとに定められています。



指定避難所

災害によって**自宅に住めなくなってしまった場合などに避難生活を送る場所**として定められています。



避難所の備蓄物資のこと

- 災害発生から約3日間、最低限生活をするために必要な物資を倉庫に保管しています。
- 避難想定調査に基づき、家屋が全壊、全焼となる約13万8千人分を用意していますが、限られた数であるため、これに避難者自身が持ち寄った非常持出品を合わせて、発災初期の避難生活をやりくりします。
- 避難生活が必要となった場合に備えているため、**台風や大雨などから一時的に避難をするために指定緊急避難場所を開設する場合には、原則、備蓄物資（食料や飲料水など）の配布はありません。**避難をするまでの時間を活用して、必要な準備をおきましょう。

⇒避難所のルールなどについては、「備える。かわさき」をご覧ください（P12）

避難所の感染症対策

自宅に災害リスクがあり、ほかに避難できる場所が無い場合は、迷わず避難をしましょう。ただし、避難所には多くの方が避難される可能性があり、感染症のリスクが生じることが考えられます。

感染リスクはゼロになりませんが、一人ひとりが基本的な感染症対策を行うことで、感染リスクを軽減ことはできます。避難所へ避難をする場合は、次のことにご協力をお願いします。

- 受付での検温等の健康チェックにご協力ください。
- 感染対策用品を持参し、手指のこまめな消毒や必要に応じ、マスク着用など基本的な感染対策をお願いいたします。

(5) 気象情報や避難に関する情報を知ろう

●気象情報や避難情報の対応イメージ

| 災害発生まで⇒ | | 2～3日前 | | 数時間前 | 0時間 | |
|------------------------|--------|--|-----------------|-----------------------|-------------------------------|------------------|
| 警戒レベル | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| お知らせ 川崎市からの | 避難情報 | | | 高齢者等 避難 | 避難指示 | 緊急安全 確保 |
| | 必要な行動 | ・ハザードマップで自宅の危険を確認 ・避難を開始するまでに、事前の準備をしておこう | | 避難に時間がかかる方は 避難を開始！ | まだ安全を確保できていない 対象地域の方は全員避難！ | 災害発生！ 命を守る行動を |
| 防災気象情報 気象庁などから発表される | 大雨 | | 大雨注意報 | 大雨警報 (浸水害) | | 大雨特別警報 (浸水害) |
| | 暴風 | | 強風注意報 | 暴風警報 | | |
| | 高潮 | | 高潮注意報 | | 高潮警報 高潮特別警報 | |
| | 土砂災害 | | | 大雨警報 (土砂災害) | 土砂災害警戒情報 | 大雨特別警報 (土砂災害) |
| | 洪水 | | 洪水注意報 氾濫注意情報 | 洪水警報 氾濫警戒情報 | 氾濫危険情報 | 氾濫発生情報 |
| | (河川水位) | | 氾濫注意水位到達 | 避難判断水位到達 | 氾濫危険水位到達 | 氾濫発生 |

※危険情報や警報などの気象情報は、警戒レベル相当情報です

※気象情報のほか、地域の状況も踏まえ総合的に警戒レベル・避難情報を発令するため、必ずしも警戒レベルと警戒レベル相当情報ができるタイミングは一致しません。

●川崎市から発令される避難情報

| 警戒レベル | 避難情報 | 住民が取るべき行動 |
|-------|--------|---|
| 5 | 緊急安全確保 | ○すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。命を守るための最善の行動をとってください。 |
| 4 | 避難指示 | ○対象の地域の方は 全員、危険な場所から避難 してください。 |
| 3 | 高齢者等避難 | ○お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間がかかる人は、危険な場所から避難してください。 |

※警戒レベル5は必ず発生される情報ではありません。

※原則、これらの情報を発令する段階では避難所を開設していますが、開設が間に合わない場合もあります。

避難のポイント

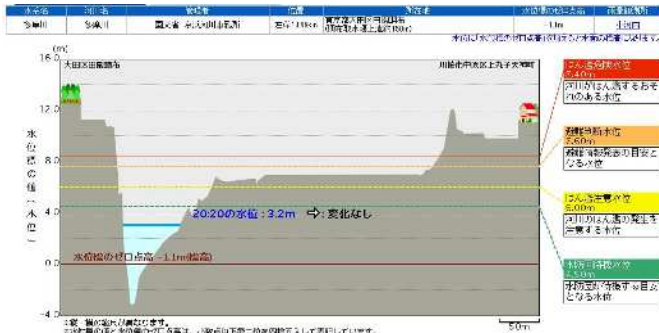
- ①災害の種類ごとに、危険を知らせる情報が発表されます
- ②避難とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。
- ③警戒レベル3、警戒レベル4で危険な場所にいる方は避難をしましょう。

(6) 気象情報や避難に関する情報を知ろう

●河川の水位を知る

洪水は、川の氾濫により大きな被害が生じるため、河川の水位情報を把握することも重要です。

◆リアルタイムの水位を確認する



出典：関東地方整備局HP (<https://www.ktr.mlit.go.jp/>)
水位観測所付近の川の断面図より抜粋

カメラ画像や水位・雨量等の情報を、国土交通省・神奈川県・川崎市のホームページをはじめ、Yahoo! 防災などの民間サイトでも確認できます。



◆多摩川、鶴見川では洪水予報も

◆指定河川洪水予報

あらかじめ指定された大規模な河川について、国土交通省・気象庁・都道府県が共同で発表します。洪水予報は、単純に一定の水位に到達したということだけでなく、予測が示されるため、避難について考えるうえで、有益な情報です

検索 気象庁 指定河川洪水予報



●その他の防災気象情報

| 種類 | インターネットで検索 | QR |
|------|------------------------|----|
| 気象情報 | 気象庁 気象警報・ 注意報 | |
| 台風 | 気象庁 台風情報 | |
| 土砂災害 | 気象庁 土砂災害警戒 情報 | |
| | 神奈川県土砂 災害情報 ポータル | |

※市の情報発信ツールでは、避難情報や避難所開設状況など川崎市に関する情報を発信していますので、事前登録をお願いします。詳しくは、「備える。かわさき」をご覧ください。

●川崎市の情報発信ツール

●メールニュースかわさき

登録したメールアドレスに川崎市の防災、気象、災害などの情報を配信します。登録は、下記アドレスに空メールを送信。

●パソコン・スマートフォン

mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp

●携帯電話

mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp



●川崎市防災情報ポータルサイト

川崎市内の災害に関する緊急情報や被害情報、避難情報などを掲載。平常時にも役立つ情報が満載。

●パソコン・スマートフォン

<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

●携帯電話

<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/m/>



●かわさき防災アプリ

災害時の緊急情報や避難情報などをプッシュ通知で受けられます。

ios Android



●川崎市危機管理室ツイッター

[@kawasaki_bousai](https://twitter.com/kawasaki_bousai)

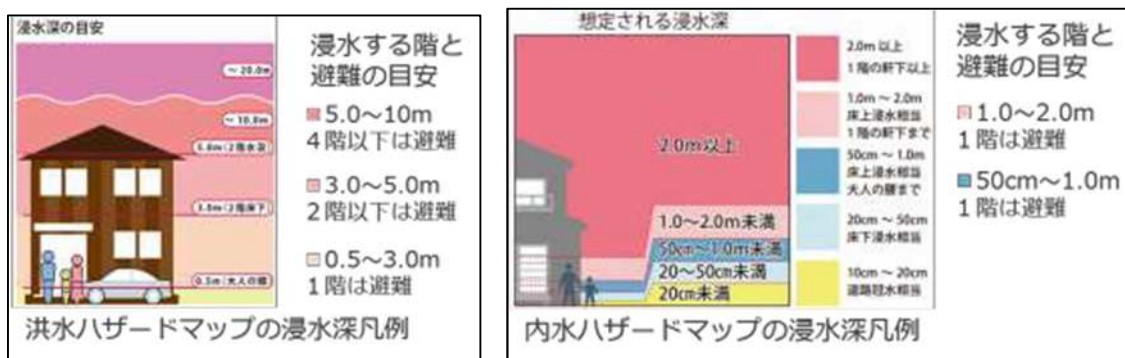


2 避難方法の検討

確認した災害の危険性をもとに避難方法を検討します。

【洪水・内水氾濫による浸水】

洪水・内水氾濫の浸水については、凡例の「浸水深の目安」をもとに、何階まで浸水するのか（何階が避難の必要があるか）を確認します。

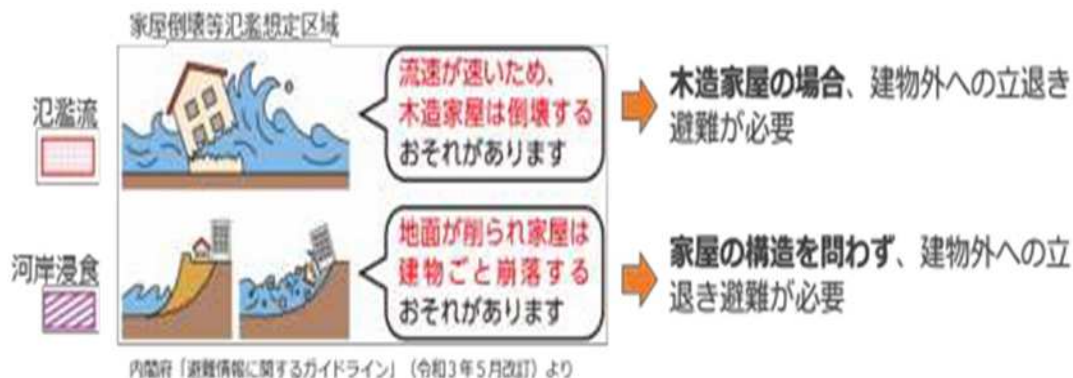


洪水・内水氾濫による浸水時の避難の考え方

- 戸建住宅で浸水深より上階がある場合、「垂直避難」が可能（ただし、本人を上階に上げる体制・方法について要検討）
- 集合住宅で浸水深より上階に居住している場合、『在宅避難』（自宅に留まること）が可能
- 集合住宅では、自宅より上階の廊下等への『垂直避難』は避ける
- 『垂直避難』『待避』では浸水継続時間も考慮
 - ※ 浸水継続時間とは、浸水が始まってから水が引くまでの時間（洪水により浸水深が0.5m以上となってから、最終的に0.5m未満になるまでの時間）です。洪水ハザードマップの「浸水継続時間」を参照してください。

【洪水時の家屋倒壊】

洪水時には、氾濫した川の水の流れによって家屋が倒壊する危険のある区域が、ハザードマップにも示されています。赤枠の「氾濫流」は木造家屋の場合、紫枠の「河岸浸食」は家屋の構造を問わず、倒壊の危険があるため、建物外への立ち退き避難が必要です。



【土砂災害】

土砂災害については、原則的には建物外への立ち退き避難が必要とされていますが、堅牢なマンションの上階に居住している場合は、自宅に留まる「在宅避難」が可能です。

<土砂災害の例> 土砂災害の危険がない場所へ移動

①立ち退き避難



内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改訂）より

Tips 自宅2階や、親戚の家へ避難しても大丈夫？

- 災害危険性があるが自宅建物内に留まる（自宅待避／自宅2階以上へ垂直避難）場合、**浸水継続時間等**を考慮する必要があります
 - － 自宅周辺に災害が発生した際に、場合によっては数日間、介護者の来訪が難しい、必要な物品の調達等のための外出が難しい等の事態が想定されます
 - － 洪水ハザードマップの「浸水継続時間」にて参照可能です
- 要援護者を**自宅2階以上へ安全に移動させる**ことを考慮する必要があります
 - － 地域の方に移動を支援してもらえる場合は計画に記載
- 親戚宅等に避難する場合、**避難先の親戚宅等の災害危険性や必要な備え等**についても確認が必要です

33P に候補となる避難先を検討する際に参考になるフロー図を掲載しています。

川崎市に想定される最大の地震を知る

川崎市 直下型地震とは

川崎市地震被害想定調査によると、川崎市を震源とする「川崎市直下型地震」が発生した場合、市内全域で震度6程度の揺れが起き、家屋の倒壊や火災によって多くの死者や負傷者が出るほか、多くの地域でライフラインが寸断されるなど生活への支障が予測されています。

●川崎市直下型地震による被害概要 (H24川崎市地震被害想定より抜粋)

| | 最大震度 | 全壊棟数 | 半壊棟数 | 出火件数 | 焼失棟数 | 死者 | 負傷者 |
|------------|------|----------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|
| 川崎区 | 6弱 | 6,543棟 | 10,964棟 | 36件 | 3,987棟 | 235人 | 3,980人 |
| 幸 区 | 6強 | 4,649棟 | 6,314棟 | 33件 | 2,394棟 | 156人 | 2,384人 |
| 中原区 | 6強 | 3,748棟 | 7,974棟 | 49件 | 2,858棟 | 154人 | 2,928人 |
| 高津区 | 6強 | 3,083棟 | 7,468棟 | 52件 | 2,028棟 | 108人 | 2,300人 |
| 宮前区 | 6強 | 1,811棟 | 6,256棟 | 38件 | 1,663棟 | 64人 | 1,618人 |
| 多摩区 | 6弱 | 1,395棟 | 5,785棟 | 19件 | 1,783棟 | 58人 | 1,463人 |
| 麻生区 | 6弱 | 1,098棟 | 5,037棟 | 16件 | 1,683棟 | 43人 | 1,148人 |
| 合 計 | | 22,329棟 | 49,798棟 | 243件 | 16,395棟 | 819人 | 15,822人 |

なお、上記「H24川崎市地震被害想定調査による直下型地震」では津波の発生は想定されていません。

避難する前に確認すること

- ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを切る。
- 持ち物は必要最小限にする。
- 底が丈夫な靴を履く。
- 戸締まりを忘れないようにする。



避難のときに気をつけること

- 原則、徒歩で避難する。
※車での避難は渋滞による逃げ遅れや、緊急車両の通行の妨げとなるため控えましょう。
- 落下物から頭部を守り、切れた電線などの危険物に注意する。
- 近所に寝たきりのお年寄りや身体の不自由な人がいれば、声を掛け合って避難する。
- 信号機の不点灯などの状況も予想されるため、交差点などでは十分に注意する。
- 避難誘導があったときには、指示に従う。
- ケガをしても、命にかかわるケガでなければ自力で病院などに向かう。
※災害時の病院は重篤な患者が優先です。また救急車の台数にも限りがあります。

出典：防災啓発広報紙「備える。かわさき」

(<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000015861.html>)

○地震時の避難行動のイメージ

大地震が発生しても、必ずしも避難所に行く必要はありません。

下記のフローを参考に、状況に応じた、適切な避難行動をイメージしておきましょう。

※自宅が無事であれば避難所などに避難する必要はありません。



出典：防災啓発広報紙「備える。かわさき」

(<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000015861.html>)

<参考>候補となる避難先の考え方

まず、ハザードマップを確認し、自宅の災害危険性と構造・居住階により、自宅建物からの退避が必要か不要かを確認します。不要の場合は、「自宅で待避」や「自宅の上階への垂直避難」が可能となります。垂直避難については、要援護者が自身で移動できない場合、上階に上げる支援者を検討する必要があります。

自宅建物から退避が必要な場合、近くの安全な場所に親戚等が居住しており避難支援も可能であれば、「親戚宅等に避難」します。

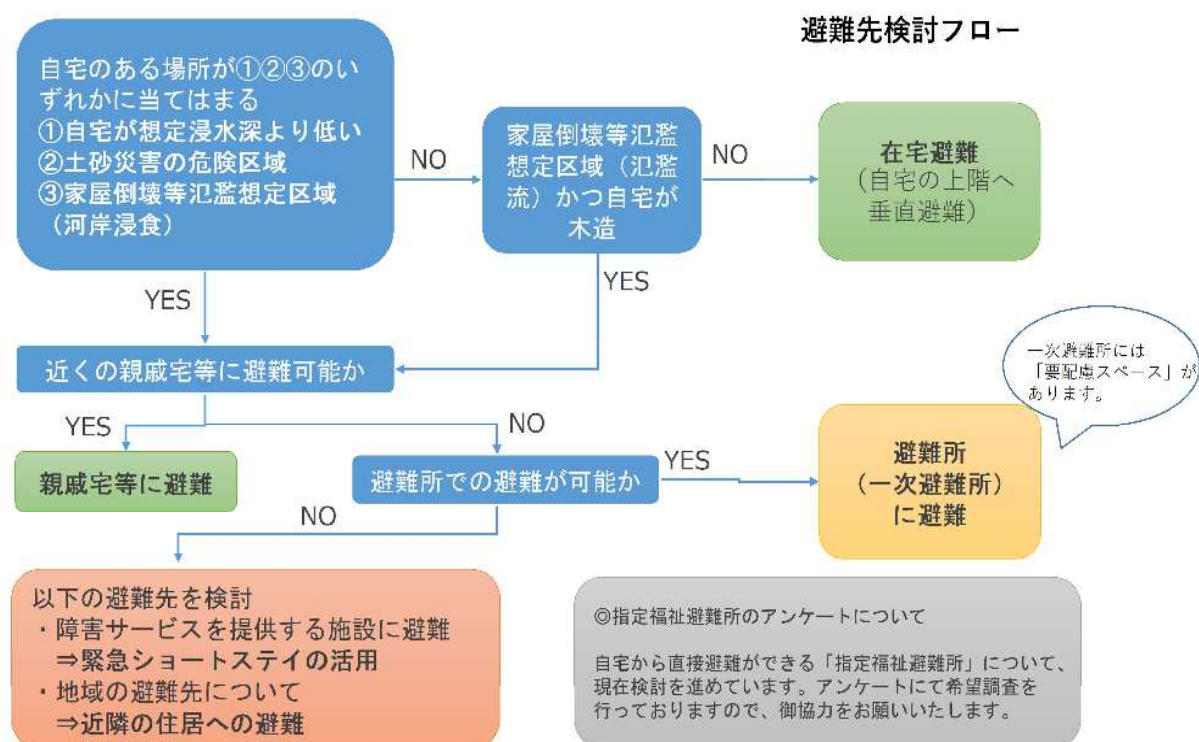
親戚宅等がない場合は、「避難所（一次避難所）に避難」を検討します。要援護者の状態像により、避難所での避難が可能か検討します。

また、浸水想定区域内の指定避難所では、上階に避難場所が設置されるため、エレベーターがない場合は上階に上げる必要があります。

具体的な避難所の位置や、エレベーターの有無などは、「ガイドマップかわさき」で確認できます。

なお、一次避難所で容態が悪化した場合、本市と二次避難所となる施設での調整の後、二次避難所に移送されることとなりますが、原則的に施設側では介助がないため家族の同行が必要です。

こういった対応が難しい場合、日頃から関わりのある「障害サービスを提供する施設に避難」や「地域の避難先」を検討します。



※今後の避難先として、自宅から直接避難が可能となる「指定福祉避難所」について、現在検討を進めています。対象者の選定等に向け、アンケートを実施していますので、御協力をお願いいたします。（アンケートの詳細は38Pに記載）

3 避難所の種類

(1) 避難所（一次避難所）

川崎市では災害発災時（風水害時は事前）に避難できる場所として、避難所を指定しています。一般的に避難所としてイメージされる市内の小・中学校は、その役割に応じて名称が異なり、指定緊急避難場所や指定避難所と呼ばれますが、総称して避難所（一次避難所）とも呼ばれます。なお、避難所の数は市内小・中学校 176 箇所となります。（令和 4 年 12 月現在）

- ・ 避難所には、状況に応じ「**要配慮スペース**」が設置されます。
 - － 要配慮スペースとは、避難してきた要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）の状況に応じ開設される、一般の方々とは区切られた避難スペースです。スペースの広さや場所は各避難所により異なります。要配慮スペースの詳細については、各区役所危機管理担当へお問い合わせください。
 - － 要配慮スペースへの避難をする場合は、避難所の受付で**要配慮スペースへの避難希望について**お伝え下さい。
- ・ 避難所に避難した後、容態が悪化した要支援者等については、「**二次避難所への移送**」が調整されます。（二次避難所の詳細な説明は、36P を参照してください。）

Tip s 個別避難計画作成におけるポイント

- ・ 御本人の避難先に関わらず、**御自宅から一番行きやすい避難所**や定期的に通う施設などがあれば、その近くの避難所を確認しましょう。
 - － 御本人、御家族の状況を踏まえて、経路の確認を行います。段差や急な坂、雨が溜まりやすい場所等を考慮して、行きやすい避難所の目星をつけましょう。
 - － 具体的な場所や位置などは「ガイドマップかわさき」から確認できます。
(HP : <https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/s#wiz1Page>)
- ・ 避難所での避難を想定する場合は、**計画書の避難先に、避難所の名前とその住所**を記載します。
 - － 避難所の備蓄物資については、35Pを参照して下さい。
 - － 処方している薬や御本人が持っておくと安心できるもの（例えば、お気に入りのぬいぐるみやパズル等）の用意も検討しておくといでしょう。

《コラム》備蓄物資なにを用意しておくといいの？

◎避難所にある備蓄物資

- 避難所には、避難者が災害発生から約3日間、最低限生活するために必要な物資を倉庫に保管しています。これに避難者自身が持ち寄った非常持出品を合わせ、発災初期の避難所生活をやりくりします。
- 備蓄物資は、被害想定調査に基づき、家屋が全壊、全焼となる約13万8千人分を用意していますが、非常持出品を用意していない避難者が増えれば増えるほど、避難者一人あたりに渡る物資は少なくなります。
- これを防ぐためには、一人でも多くの市民が非常持出品を持ってこることや、各家庭で家具の転倒防止や家庭内備蓄を行うなど、避難所に頼らない備えを行うことが大切です。



※風水害時の発災直前後には、備蓄物資は原則配布されません。各避難者が事前に準備することが可能なためです。日頃から3～7日分の物資を備蓄することが推奨されています。（風水害時でも、避難所として長期間過ごす場合には、必要に応じて備蓄物資が配布されます。）

◎持ち出し品チェックリスト

| | | |
|----------------------------------|-------|--|
| 防災メモ 事前に調べて 記入しておこう | 水・食料 | <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 携行食・非常食（ビスケット・缶詰など） |
| | 医療・衛生 | <input type="checkbox"/> いつも服用している薬 <input type="checkbox"/> 救急医療品 <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・口腔ケア用品 14ページ <input type="checkbox"/> 防塵マスク <input type="checkbox"/> 携帯トイレ |
| | 貴重品 | <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険証・預金通帳（コピー可） |
| | 安全対策 | <input type="checkbox"/> ヘルメット・防災ずきん <input type="checkbox"/> 厚底の靴 <input type="checkbox"/> 軍手 |
| | 道具類 | <input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> 携帯カイロ <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> ライター・マッチ <input type="checkbox"/> ナイフ <input type="checkbox"/> 缶切り <input type="checkbox"/> 入れ歯・眼鏡など |
| | 衣類 | <input type="checkbox"/> 上着（防寒着） <input type="checkbox"/> 下着・靴下 <input type="checkbox"/> 携帯レインコート |
| | 生活用品 | <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ・ティッシュ <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ごみ袋・ポリ袋 |
| | 感染症対策 | <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> アルコール消毒液 <input type="checkbox"/> マスク |



上記はあくまで一例です。各家庭の事情に合わせたものを用意しましょう

- 乳幼児のいる家庭ではミルク（粉ミルクや液体ミルク）や離乳食、オムツやほ乳瓶が必要です。
- 小さな子どもがいる家庭では、お菓子やおもちゃが必要になることもあります。
- お薬手帳の用意があれば、主治医でなくても適切に薬を処方してもらえます。

出典：防災啓発広報紙「備える。かわさき」

(<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000015861.html>)

(2) 二次避難所

避難所での生活が難しい場合には、本市と協定を締結している社会福祉施設等である二次避難所への避難を行う場合があります。令和4年12月末現在で230施設と協定を締結しています。(発災時には、入所者の安全確認に時間を要する場合があることや、対象ではない方が押し寄せることを防ぐため、実際の施設の位置や名称は公表していません。)

・ 二次避難所の開設について

- 二次避難所である社会福祉施設も被災を受けること又、二次避難所開設の職員の参集状況などから、被災後開設が可能な施設から順次開設していきます。(全ての二次避難所が、必ず開設されるわけではありません。)

・ 二次避難所の対象者

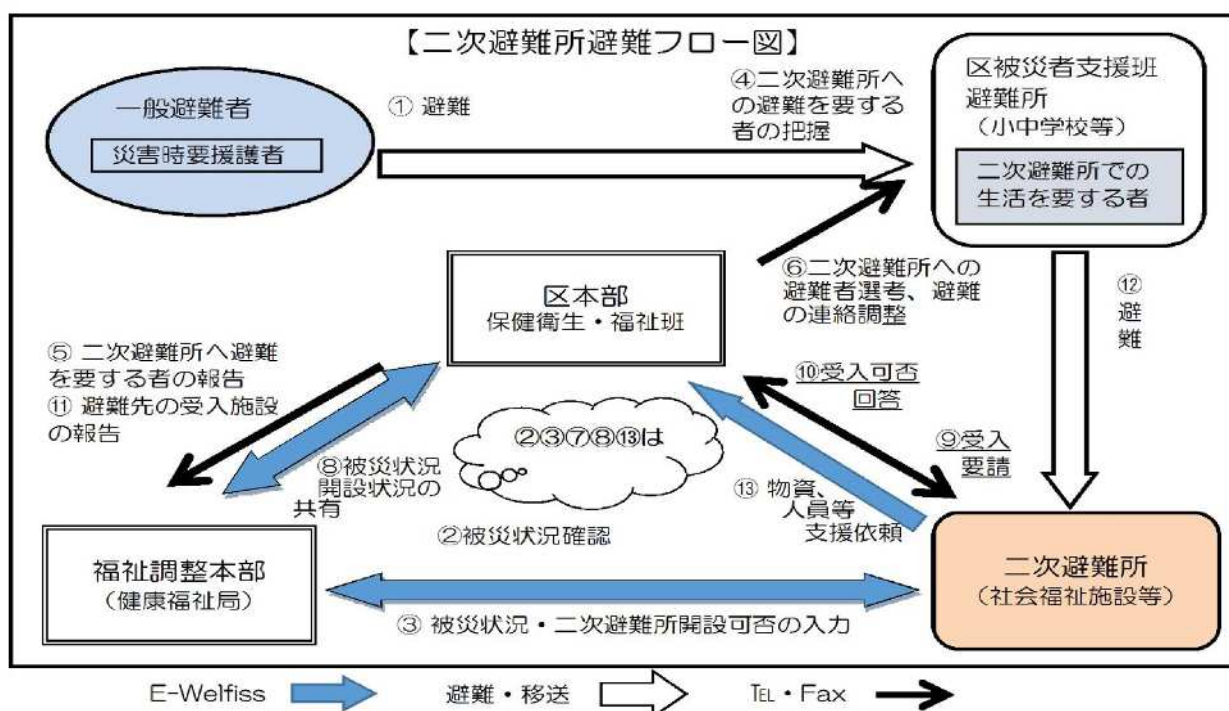
- 避難所での避難生活において何らかの特別な配慮を要する高齢者及び障害者等の災害時要援護者となります。
- なお、二次避難所である社会福祉施設等の職員は介助が難しいため、原則介助者と共に避難を行う必要があります。

・ 二次避難所の避難フロー

- 避難所への避難者で二次避難所に行く必要があると認められたものは、本市と二次避難所である社会福祉施設の調整のもと、避難が可能となります。なお、開設時期としては、発災後3日目程度が目安となります。

・ 市直営の二次避難所について

- 民間の二次避難所とは別に、本市では、3箇所の南部・中部・北部リハビリテーションセンターを、発災後6時間以内に開設される二次避難所として設置しています。



Tip s 個別避難計画作成におけるポイント

- ・ 御本人に対し、**二次避難所の制度（以下）について御説明**をお願いします。
 - － 本市と二次避難所となる施設にて調整のうえ、二次避難所が開設されます。
 - － 二次避難所は、避難所（一次避難所）への避難の後、避難所での避難生活に配慮が必要な要援護者が対象となります。
- ・ 二次避難所は発災時、必ず開設されるわけではございません。
そのため、**二次避難所のみを避難先として、記載することはできません。**
 - － 御本人から二次避難所が開設された場合の避難希望がある場合は、計画書の避難先の自由記載欄へ、「**二次避難所が開設された場合は、二次避難所への避難を希望する**」のように記載してください。

（3）指定福祉避難所（現在は未設置）

今後の避難先として、現在川崎市では、指定福祉避難所の制度化を予定しています。指定福祉避難所は、二次避難所と異なり直接福祉避難所への避難ができる避難所です。令和3年5月の災害対策基本法の改正により各自治体に対し、推進されています。

- ・ 令和4年度の取り組み
 - － 本市直営の二次避難所である3箇所の南部・中部・北部リハビリテーションセンターを、今後指定福祉避難所とする予定です。現在、指定福祉避難所と一般の避難所の役割の整理や地域等への周知のほか、対象者の優先度分けなど、課題の整理を行っています。
- ・ 令和5年度以降の取り組み
 - － 令和5年度中に制度化できるよう、引き続き課題の整理等を行います。制度化されましたら、順次HPや研修の際に周知させていただきます。

◎指定福祉避難所に関するアンケートのお願い

- ・ **指定福祉避難所のアンケート**について、御協力をお願いいたします。
 - － 今後の制度化に向け、自宅での避難が困難な際の避難先や、災害時の移送手段などについて伺います。
 - － LoGoフォームから簡単に回答が可能です。
(所要時間5分程度)
URL： <https://logoform.jp/form/FUQz/211519>

回答はこちら



(4) その他の避難場所

- ・ 広域避難場所

- 震災またはその二次災害等により、広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるための場所です。
- 主な場所としては、公園や緑地、グラウンド等が挙げられます。

- ・ 避難所補完施設

- 住民が容易に避難できるよう地域の实情に応じて緊急性や危険度から判断の上、避難所を補完するものとして、一時使用する施設です。
- 主な場所としては、教育文化会館等の公共施設、町内会館等の民間施設が挙げられます。

- ・ ^{いっとき}一時避難場所

- 地域住民等が震災（建物の倒壊、火災の延焼拡大、危険物の流出・漏えい、津波など）から身の安全を図るため、一時的に避難する場所です。
- 近くの公園や空き地、協定等により確保した場所となります。

上記の避難所の詳細は、川崎市地域防災計画（資料編）に記載されています。

URL : <https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000140630.html>

4 災害に関する各種制度について

(1) 災害時要援護者避難支援制度

川崎市では、災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方々から名簿登録の申込みをしていただき、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において助け合いによる避難支援体制づくりを行う「災害時要援護者避難支援制度」を実施しています。

① 申込みできる方

次のすべてに該当する方です。

- ・在宅で生活している方
- ・災害時に自力または家族などの支援のみでは避難することが困難な高齢者や障害のある方
- ・支援組織への個人情報の提供に同意された方

② 申し込み方法

「① 申込みできる方」に該当し、制度の主旨を御理解のうえ、登録を希望される方は、本市ホームページに掲載されている「災害時要援護者避難支援制度登録申込書」をお住まいの各区役所高齢・障害課に提出して、名簿登録をしてください。

※本市ホームページ「<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017156.html>」

名簿登録後、区役所から支援組織となる町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等に名簿を提供します。

③ 登録された方への支援内容

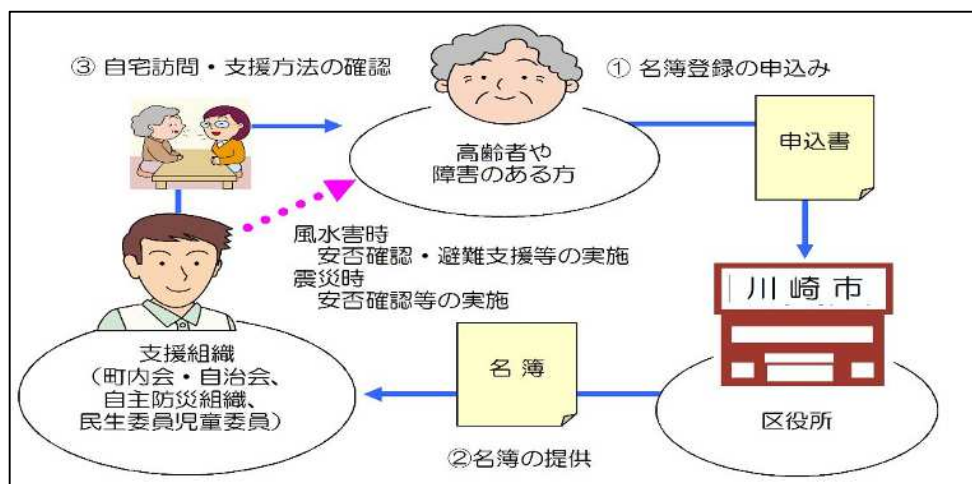
- ・平常時には

支援組織に該当地域の要援護者の名簿を提供します。支援組織が、御自宅を訪問し、身体等の状態、災害時における情報伝達の手段や避難支援の方法等について確認をします。なお、支援組織が御自宅を訪問するまでには、申込み後、数か月かかる場合があります。

- ・災害時には

風水害時には、支援組織が安否確認・避難支援等を行います。また、震災時には、支援組織が安否確認等を行います。

なお、災害時の状況によっては、支援者も被災者となることから、この制度に登録することで、災害時の支援が必ず保証されるものではないことを、御理解くださいますようお願いいたします。



(2) 避難所外避難者への支援（被災世帯登録票）について

①被災世帯登録票とは

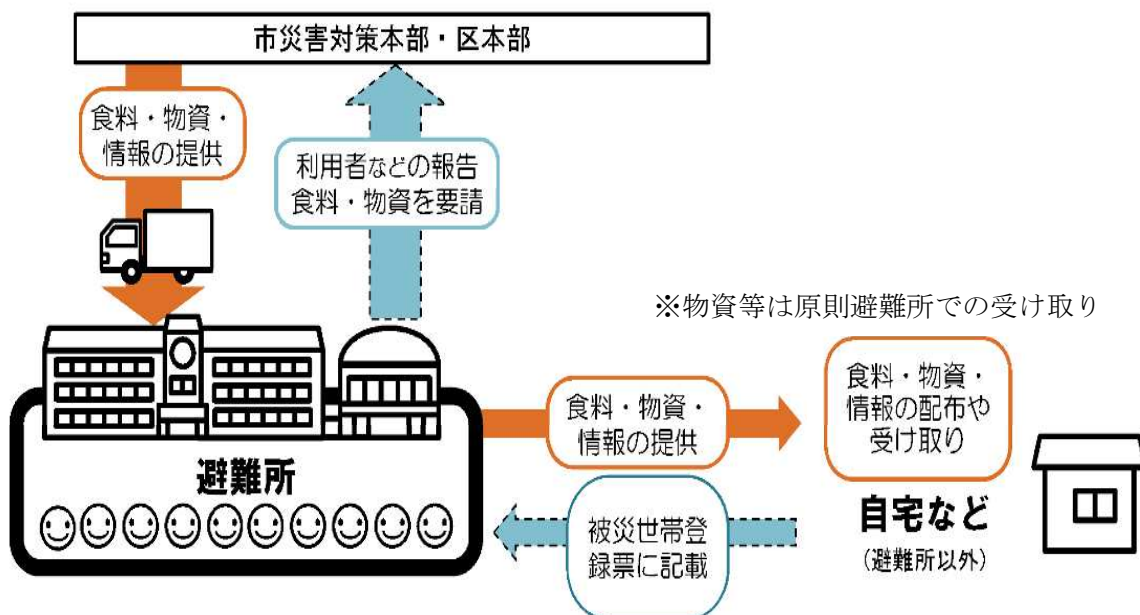
避難所での避難生活が生じる場合に、避難所へ御自身の避難先を示すものです。指定避難所が開設された際に、受付で記載することができます。

②避難所外避難者とは

避難所外避難者とは、避難所以外で避難（在宅避難など）しているが、物資の調達が困難である等の理由で、物資や情報を受けるために避難所を利用する方です。

③避難所外避難者への支援について

被災世帯登録票を避難所へ提出することにより、避難所から食料や物資、情報の提供が受けられます。なお、物資等の提供については、各避難所に取りに来ていただくこととなります。



(3) 被災世帯登録票の様式

【様式9-1】

被災世帯登録票

No. _____

| 被災世帯調べ | | 記載日時：_____年____月____日____時____分 | | | | |
|---|--|--|----|----------------------|----|---|
| ※ 必要事項を記入するか、該当箇所の□に“チェック(✓)”又は“○”をつけてください。 | | | | | | |
| 自宅の被災状況 | 建物：□全壊 □半壊 □一部破損 □全焼 □半焼 □床上浸水 □被害なし ライフライン：□断水 □停電 □ガス停止 □その他() | | | | | |
| 自宅住所 | 〒 _____ 区 _____ | | | | | |
| 電話番号 | (固定電話) | | | (携帯電話) | | |
| 避難場所 | <input type="checkbox"/> 避難所 _____ 避難所名 _____ <input type="checkbox"/> 避難所外 □自宅 □その他() | | | | | |
| 世帯の状況 (同居中の世帯全員の現況を記入してください。) | | | | | | |
| No. | (ふりがな) 氏名 | 続柄 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | その他の状況 (同行の有無(旅行で不在等) 負傷、疾病の状況、障害等級、アレルギーの有無等の詳細を記入) |
| 1 | () | 世帯主 | | 大正・昭和・平成・西暦 年 月 日 | | |
| | 安否確認への対応 | <input type="checkbox"/> 公開に同意する(公開) <input type="checkbox"/> 公開に同意しない(非公開) | | | | |
| 2 | () | | | 大正・昭和・平成・西暦 年 月 日 | | |
| | 安否確認への対応 | <input type="checkbox"/> 公開に同意する(公開) <input type="checkbox"/> 公開に同意しない(非公開) | | | | |
| 3 | () | | | 大正・昭和・平成・西暦 年 月 日 | | |
| | 安否確認への対応 | <input type="checkbox"/> 公開に同意する(公開) <input type="checkbox"/> 公開に同意しない(非公開) | | | | |
| 4 | () | | | 大正・昭和・平成・西暦 年 月 日 | | |
| | 安否確認への対応 | <input type="checkbox"/> 公開に同意する(公開) <input type="checkbox"/> 公開に同意しない(非公開) | | | | |
| 5 | () | | | 大正・昭和・平成・西暦 年 月 日 | | |
| | 安否確認への対応 | <input type="checkbox"/> 公開に同意する(公開) <input type="checkbox"/> 公開に同意しない(非公開) | | | | |
| ペットの状況 | | <input type="checkbox"/> 有 → 「避難所入所ペット届出用紙」(様式13-1)の記入へ <input type="checkbox"/> 無 | | | | |
| 運営に協力できること(特技、資格など) | | 該当者 No. _____ | | | | |
| ・本情報は、食料や物資の配給、健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また、被災者支援のために作成する「被災者台帳」にも利用します。 ・安否の問合せがあった場合に、氏名及び住所(●●区▲▲丁目まで)を公開(掲示等を含む)してよいか必ず記入してください。 ・災害時要援護者避難支援登録制度に登録している方は、Noを○で囲ってください。 | | | | | | |
| 内容確認欄 (避難所の市職員、又は自主防災組織の責任者等が確認) | | | | | | |
| 確認者(署名又は押印) _____ | | | | | | |

5 よくある質問

（同意書について）

- Q1. 個別避難計画の作成対象と思われる人から、作成の同意がもらえないのですが。
- A1. 制度の趣旨を御説明していただいた上で、本人からの同意が得られないのであれば、個別避難計画は作成できません。あくまでも、本人の同意の下で、作成支援をすることになります。
- Q2. 同意書の同意内容について、2点のチェック項目をすべて満たさない場合でも、計画作成はできますか。
- A2. 同意書の内容は、①計画作成に関する同意 ②関係機関等への情報提供の同意 以上の2点になっております。そのため、①の同意があれば、個別避難計画の作成は実施することができます。

（作成について）

- Q3. 共同生活援助利用者の個別避難計画は作成するのでしょうか。また、日中の通所先での避難計画も作成して欲しいのですが。
- A3. この制度は在宅の障害者の方を対象としています。共同生活援助や施設入所、療養介護の方については、現時点で作成を予定していません。障害福祉サービスの利用時における避難行動については、あくまで当該事業所が責任をもって実施します。また、日中の通所先での避難行動についても、同様に当該事業所が責任をもって実施することから、個別避難計画の作成は行いません。
- Q4. 個別避難計画を作成した場合、作成者がその要支援者の避難行動等に責任をもつのでしょうか。
- A4. 個別避難計画は、要支援者本人やその家族と一緒に相談しながら、自らの避難行動を検討・把握することで、よりよい避難を目指すことを目的として作成するものです。そのため、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではなく、法的な義務や責任は負いません。あくまで、避難の円滑化や避難行動への支援可能性を高める性格のものとしています。

（作成費について）

- Q5. 個別避難計画の様式は全て記載しないと、作成費の請求はできませんか。
- A5. 個別避難計画は、本人や家族と作成者が皆で相談しながら、自らの避難行動を検討・把握することを目的として作成するものです。そのため、記載できない内容があったとしても、それは『検討した結果、記載できなかったことが判明した。』ことであり、作成作業は完了したものと考えます。そのため、作成費に関しては、請求することができます。

（更新について）

- Q6. 個別避難計画の更新時には、内容に変更がない場合であっても、必ず同意書の取得や新しい計画書の作成が必要となりますか。
- A6. 個別避難計画の期間更新がされているかの確認のため、本人と内容確認をした上で特に計画内容に変更がない場合であっても、区役所への個別避難計画の提出は必ず実施してく

ださい。なお、同意書については、計画内容に変更がない場合であっても、改めて同意内容の確認するため、記載してもらいます。

(避難計画について)

Q7. 二次避難所の具体的な運用状況はどのようになっているのですか。

A7. 二次避難所(福祉避難所)は、市内の社会福祉施設等のうち、発災後要援護者の受け入れに協力いただける施設であり、本市と協定を締結しています。二次避難所は、施設の利用者や職員の安否、施設の被災状況等を確認後に開設するため、開設時期は発災後3日目以降が目安となります。また、被災状況によっては開設されないこともあるため、施設名を公表しておりません。

Q8. 御本人の方のハザード状況はどのように確認したらよいですか。

また、必要な事前準備はありますか。

A8. 「ハザードマップ」を本人と家族と一緒に確認し、ハザードエリアや近くの避難所を確認します。浸水継続時間も忘れずに確認し、何日分の備えが必要か一緒に考えます。また、可能であれば、事前に周辺のエリアの段差や坂の状況を確認し、避難所への経路を考える際に一緒にイメージできるようにします。

Q9. 避難先の検討はどのように行えばよいですか。

A9. 避難先は、本人や家族の希望と現実を踏まえ、どのような準備が必要か、どのタイミングで避難する必要があるのかを一緒に考える必要があります。

また、避難先の種類を説明し、理解していただいたうえで、計画書の避難先を決めることが大切です。例えば、避難所(一次避難所)の要配慮スペースの話をする、避難所への避難を想定できる方もいます。

Q10. 避難先の想定が難しい方はどうしたらよいですか。

A10. 自宅がハザードエリア内であるにも関わらず、御本人の障害状況から、なかなか在宅以外の避難先が想定できない方もいます。

その場合、自宅以外の避難先やショートステイの検討などを行ったうえで、それでも避難先の想定が難しい場合は、次回の更新までに家族で再度災害時の避難について検討をいただくこととします。

Q11. 家族の支援が難しい場合はどうしたらよいですか。

A11. 支援者については、本人や家族に決めていただきますが、家族の年齢、体力などから、家族の支援が難しい場合は、日頃から本人とかかわりのある福祉関係者や親戚等の検討を促します。

Q12. ペットの避難についてはなにか決まりはありますか。

A12. 決められたルールのもと、ペットも避難所に連れていくことができます。

詳細については、市のHPを御確認ください。

市HP「風水害時におけるペットの同行避難」

(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000117773.html>)

Q13. マイタイムラインとはなんですか。

A13. 「マイタイムライン」とは、市民向けに周知している、大雨や台風などの風水害にそなえて、一人ひとりの家族や生活の状況に合わせた避難行動、つまり「自分の逃げ方」を考えておくものです。

詳細については、市の HP を御確認ください。

市 HP「マイタイムラインをつくろう」

(<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000117993.html>)

参考法令

災害対策基本法（抜粋）

（昭和36年11月15日法律第223号）

最終改正：令和3年5月19日

第三節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和三十二年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、**前条第二項**又は**第三項**の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 **第四十九条の十一第二項**若しくは**第三項**の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、**前項ただし書**に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し**次条第二項**又は**第三項**の規定による**同条第一項**に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、**第四十九条の十第二項第一号から第六号まで**に掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者という。**次条第二項**において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、**第一項**の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、**第一項**の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

- 第四十九条の十五** 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、**前条第一項**の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者(**次項**、**次条**及び**第四十九条の十七**において「避難行動要支援者等」という。)の同意が得られない場合は、この限りでない。
 - 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
 - 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、**前条第二項**又は**第三項**の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 **第四十九条の十五第二項**若しくは**第三項**の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

災害時個別避難計画作成業務の手引き

(Ver. 1.5)

発行 令和5年3月
編集 川崎市障害保健福祉部
問合せ先 川崎市健康福祉局危機管理担当
電話 044-200-0784
Fax 044-200-3925
E-mail 40syomu@city.kawasaki.jp
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
電話 044-200-0871
Fax 044-200-3932
E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp